

也、たとへば、宇治山の喜撰を、基泉と同人也ともいひ、或は別人といふが如きも有、又は西行法師を、中比は圓位上人ともいひしを、初は佐藤兵衛憲清といひしが如し、僧正遍照をも、俗にては良岑宗貞といへるが如きも有、これいとまぎらはし、此にはその中にとりて、傳への異にして、名二ツ有をもはらのせたり、神代紀に、八千矛の神に七名有が如きをいふ也、別號といへるに似たり、

〔類聚名物考 姓氏 八〕本名

今案に、本名といふ事、西土にも有、然れども今俗に云とは、その意異なり、俗の意は、今假名有に依て、その本體の名をさして本名と云、本は假の反對なり、西土のは、もとの名にて、今改めて稱する所の名にむかへて本名と云、古今と云に似たり、唐の顏真卿の撰び書る、浪跡先生玄真子張志和の碑に云、玄真子、姓張氏、本名龜齡、東陽金華人と有、次下に改名志和、字子同と有にむかへて、昔の名龜齡とはいへる也、

〔類聚名物考 姓氏 八〕名告 な の り 名謁 東鑑 名乗 俗借字

今思ふに、奈乃利は、我名をのりて人にいふ故なり、古事記の雄略天皇紀に、名告と見え、萬葉集にも見えたり、告を乃里といふは古語也、東鑑には名謁と書しは、義をもて書る也、我名を告て、人に謁るの意也、

〔古今要覽稿 姓氏 八〕名

人の名は、往古よりしてあり、渾沌初てひらくる時に、國常立尊、國狹槌尊と申奉る、すなはち御名なり、西土にてもまた玄かり、少昊の名を摯といひ、帝堯の名を放勳といへる、これなり、たゞし太古にては、子孫といへども、御名を憚るところなく、後に西土の制を移させ給ひしより、憚りて御名を稱せず、委は松邇落葉にみえたり、人の天地間にあること、名の別つべきものなかるべからず、たゞ人のみにあらず、天下にあらゆるもの、大は高山大河、小は禽虫魚鱗に至り、一として名なきはあらず、